

社会福祉法人 米原市社会福祉協議会
私有車通勤等管理規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人米原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職員が所有・使用または管理し、通勤のために使用する私有車の管理に関する事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

(1) 私有車 職員が通勤等に常時使用する自家用自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車および同条3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）

(2) 通勤 出勤および退勤

(業務上の使用禁止)

第3条 私有車通勤者は、本会の許可のない限り、業務上に当該車両を使用してはならない。公用車として使用する場合は（別紙様式第1号）に記入し許可を受けなければならない。

(届出)

第4条 私有車により通勤しなければならない職員は、通勤届け（別紙様式第2号）により通勤経路等を本会に届け出なければならない。

2 私有車通勤者は次の事項が発生した場合は、遅滞なく届出をしなければならない。

(1) 住居変更等に伴う通勤経路の変更

(2) 私有車通勤の休止または廃止

(3) 私有車の変更

(運転禁止)

第5条 私有車通勤者は、次の各号に該当する場合は車両通勤をしてはならない。

(1) 道路交通法の禁止事項に該当するとき

(2) 飲酒したとき

(3) 過労・疾病のために心身が疲労しているとき

(4) 車両が整備不良のとき

(5) 車検期限が終了したとき

(6) 損害保険の加入期限が終了したとき

(義務)

第6条 私有車通勤者は次の義務を負う。

- (1) 常に安全運転を期すと共に、安全運転管理者又は所属長の安全上の指示、指導に従わなければならない。
- (2) 本会が行なう安全運転講習会は、業務の支障がない限り出席しなければならない。
- (3) 職員が使用する私有車は、自動車損害賠償責任保険のほか、対人賠償額無制限、対物賠償額無制限の任意自動車保険契約（自動車共済を含む。）に加入しなければならない。

(事故補償の免責)

第7条 私有車通勤者が通勤途中に起こした事故については、本会は労働者災害補償保険法の適用を受ける補償以外は、車両の故障の修理に要する費用など一切その補償を行わない。ただし、業務上と認定された場合は除く。

- 2 通勤車両の駐車中における破損・盗難等に対しては、本会は一切その補償を行わない。

(損害賠償責任)

第8条 私有車通勤者が通勤途中により事故を起こし、そのために本会が第三者に賠償した損害額または修理に要した費用の範囲内において、当該私有車通勤者に求償することができる。

- 2 私有車通勤者が所属長の許可を得て通勤車両を業務に使用したことにより事故を起こし、そのために本会が前項に定める求償を行なう場合には、本会は損害賠償額または修理に要した費用の範囲内について、これを行なうことができる。
- 3 前2項に定める求償できる額は、自動車事故についての損害賠償の事務処理の方針について審議する自動車事故処理委員会を設置し、これにより審議するものとする。
- 4 前項に定める自動車事故処理委員会については、公用車管理規程の第14条、15条、16条を準用する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

この規程は、令和2年10月1日から施行する。